

# 東日本大震災関連情報

## 被災住宅の再建等資金の利子を補助します

東北地方太平洋沖地震により自ら居住していた住宅に被害を受けた方が、住宅の再建等のために必要な資金を借り入れた場合、借入れから5年間分の利子を補助します。

### 1. 対象者

①自ら居住していた住宅に被害を受けた方で、住宅金融融資を受けて住宅を建設又は補修する方

※ 賃貸住宅、納屋、庫、カーポート等は除きます。

※ 被災者生活再建支援金支給者は除く

②町税等の滞納がない方

2. 対象住宅 半壊・一部損壊住宅

3. 対象融資額 100万円以上500万円以内

4. 補給率 年1.0%以内

5. 補給期間 借入れから5年間

6. 提出書類 災害証明書、融資契約書の写し、

借入金償還計画表の写し、工事

請負契約書の写し など

### ◆問い合わせ先：

建設課 ☎0287-92-1118

## あなたの「ふるさと寄附金」が被災地支援に

被災地の自治体への寄附金、自治体を通じての被災者への義援金は「ふるさと寄附金」として住民税・所得税の控除が受けられます。日本赤十字社や中央共同募金会等への義援金も「ふるさと寄附金」として控除が受けられます。

詳しくは総務省東日本大震災関連情報HPをご覧ください。

<http://www.soumu.go.jp>

## 耐震診断結果を町ホームページに掲載

学校は、児童や生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、非常災害時には、地域住民の避難場所としての役割を果たしています。那珂川町では、学校の安全性を確保するために、計画的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強を行っています。

本年4月現在の耐震診断結果を町のホームページに掲載しましたので、ご確認ください。

# 災害ボランティア情報



福島市で炊き出しを実施  
これは、支援会が町民の皆さんからの支援物資を福島県南相馬市に届けた際に、南相馬市の桜井勝延市長から「福島原発事故の影響で南相馬市には支援の手が少ないという実情。今後も更なる支援をお願いしたい。」という要請を受け、多くの南相馬市民が避難している同公園での炊き出しを行つたものです。炊き出しには、会のメンバーである「ほのぼの農園」「東日本大震災那珂川町議会対策委員会」のほか、「役場そば打ち愛好会」が参加しました。

この炊き出しは、無償で野菜や支援会用の横断幕の提供をいただくなど、参加者だけではなく町民の皆さんからの応援に支えられて実現した活動です。支援会では今後も町民の皆さんとの協力を仰ぎながら、激甚被災地への支援を継続していくことがあります。

当日会場では、茹でたての蕎麦に温かいかけ汁を用意しました。また、避難者の方々からは「美味しい」という声が聞かれました。また、避難生活が長引くなかったり、パンが中心ということで提供しました。また、避難者の方々からは「美味しかった」という声が聞かれました。



## 東日本大震災により被害を受けられた方へ

(氏家税務署からのお知らせ)

東日本大震災により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

この震災により損害を受けられた方は、震災特例法の施行により、平成22年分（又は平成23年分）の所得税の全部又は一部を軽減することが出来る場合があります。つきましては、下記の日程で所得税の申告等の説明会を行います。

◆日 時：6月29日（水）

午前の部10:00～・午後の部14:00～

◆場 所：馬頭総合福祉センター

◆その他：説明会です。申告受付は後日行います。

参加希望者は、開始時間までにお越しください。

### 【問い合わせ先】

氏家税務署 個人課税部門

☎028-682-3311（代表）

※ 自動音声の案内にしたがって、東日本大震災に関するお問い合わせの場合は「0」番を、説明会・申告相談等に関するお問い合わせの場合は「2」番を選択してください。

国税庁のホームページでも、徴収猶予や還付などの特例について確認することができます。

【国税庁のホームページ】 <http://www.nta.go.jp>

## 平成23年度固定資産税の減免について

東日本大震災の影響による家屋の被害等について調査しました『被災家屋被害状況調査の実施結果について』に基づきまして、平成23年度に限り固定資産税の減免をいたします。実施結果が『半壊・大規模半壊・全壊』の場合には減免となる場合がありますので、必要書類をお持ちの上、役場窓口にて申請をしてください。

なお、土地・償却資産につきましては、被害状況等を職員が確認に行きますので、減免申請前にご連絡ください。

◆必要書類：被害調査実施結果通知、印鑑

◆申請窓口：役場税務課、小川庁舎総合窓口課

※再調査を実施しました家屋につきましては、再調査後の結果で減免判定をいたします。

### 家屋を解体した場合は滅失届を！

被災した家屋の解体も含め、家屋の老朽化や建て替え等で家屋を取り壊した場合には、滅失届の提出を忘れずにお願いいたします。

### ◆問い合わせ先：

税務課課税係 ☎0287-92-1120

## 台風・洪水に備えて…

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、那珂川・久慈川の河川堤防は、過去に受けたことのない規模の被災を受けました。

大きな被災を受けた堤防につきましては応急的な補修を行いましたが、本来の機能に戻すための本復旧工事は出水期の終わる秋以降に行います。その他の被災箇所については出水期前の5月末までに補修を行う予定です。

まだ余震が続いている状態であり、地表からは見えない亀裂や土の緩み等も想定されますので、大雨・洪水には例年以上の警戒が必要です。

万が一の河川の氾濫に備えて、普段から避難先や避難ルートを、役場が作成しているハザードマップでご確認ください。

また、雨量・水位情報につきましては、ホームページをご覧ください。

●常陸河川国道事務所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/index.htm>

●川の防災情報 <http://i.river.go.jp>

【問い合わせ先】 常陸河川国道事務所 調査第一課

☎029-240-4069



大雨、洪水には警戒してください。